(一社) 蔵王町観光物産協会 ノルディックポール貸出規程

1、申請

(一社)蔵王町観光物産協会(以下「当協会」という。)が所有するノルディックウォーキング(以下「NW」)のポールを借用しようとする者は、事前に別紙「ノルディックポール 借用申請書」を提出して観光物産協会長の許可を受けること。

2、貸出条件

- ①基本的に、蔵王町の周辺地域で使用すること。
- ②安全に利用するように心がけること(貸出品の不具合によっての事由以外の怪我については、自己責任とする)。
- ③利用者が蔵王町観光案内所以外を起点に利用する場合、ポールを利用者(施設)自らが運搬・返却する。ただし、状況により、相談に応じる。
- ④貸出・返却時に破損状況等を一度確認する。毀損した場合は、借受者の責任において修繕又は弁償すること。
- ⑤貸出時に身分証明書(名刺や運転免許証など)の提示を義務付けるものとする。
- ⑥当協会が催行するノルディックポールを使った事業と、重複する利用期間の場合、 協会催行事業を優先するものとする。
- 3、貸出ポールの協会所有 セット数
 - ・T2 ラピン オールカーボン (76.5~130cm 一段可変) ・・・ 20 セット
 - ・ナイト オールアルミ ツーポール 14 (80~110cm 一段可変) ··· 20 セット
 - ・ポールバック ラピン NW チームバック・・・1 袋

4、貸出料金・支払い

①貸出料金は有料とし、1回の貸出期間につき、下記に掲げる使用料を納付しなければならない。

協会員 200 円(税込)/1セット(大人・子ども同額) 協会員外 300円(税込)/1セット(大人・子ども同額)

- ②料金は、貸出品返却時に現金にて支払うものとする。 なお、紛失・破損等による第7条に掲げる精算もこの時併せて行う。
- ③ただし、協会の主催事業、または特例として認めた場合は、無料で貸し出しとする。

5、貸出期間

- ①1回の貸し出し日数は、貸出した初日から数えて最大7日間とする。
- ② 8 日間以上利用する場合は、協会へ事前に確認し、了承の上使用可能とする。 1 週ごとに1回分のレンタル料金を加算する(未連絡の場合でも同様に加算する)。 例:協会 貸出(4/1)⇒使用日(4/2・4/9) ⇒協会 返却・支払(4/14)

6、申込締め切り・取り消し

申込・取り消しは、貸出日の2日前までに協会に連絡すること。キャンセル料は発生しないものとする。

7、破損・紛失

使用者の非による破損・紛失などが生じた場合、以下の内容で弁済保証するものとする。

- ・ポール本体(シャフト)・グリップの破損 17,000 円 (税別)
- ・ストラップの破損・紛失 4,500 円 (税別)
- ・バスケット破損 2,000 円 (税別)
- ・アスファルトパット紛失 1,200 円 (税別)
- ※1本または1個の破損・紛失でも、同様とする。

8、未返却に係る弁償

返却日を1ヶ月過ぎて、無連絡、または故意に返却をされない場合は、レンタル品の実費を請求する。

- ○この規程は、平成27年7月1日より施行する。
- ○この規程は、平成28年4月1日より施行する。
- ○この規程は、令和元年 5月1日より施行する。

(一社)蔵王町観光物産協会 会長 殿

申請者	住 所	
	— n .	
	団体名	
	氏 名	印
	電話	

ノルディックポール 借用申請書

下記のとおり、貴協会所有のノルディックポールを借用申請します。

記

借	用	物。	묘	・T2 ラピン ・ナイト ・ポールバ	オール	アルミ	ツー	ーポ	ール	 ,	セット 袋	
借	用	期	間	令和 名	年月年月						分から 分まで	
使	用	目月	的									
使	用		料	(協会員) (協会員外 合計		00 円(税 00 円(税						

5111	_	-		許可の有無				
受付日 	牛	月	日	有 • 無				